

1 県立学校地域開放事業実施要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、埼玉県立の高等学校、特別支援学校（以下「県立学校という。」）を広く県民に開放し、県民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進するため、県立学校の教育機能と施設を地域に開放する事業（以下「県立学校地域開放事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業の構成）

県立学校地域開放事業は、次に掲げる事業をもって構成する。

（1）県立学校の施設を学習・文化・スポーツ活動の場として、県民の利用に供する事業（以下「施設開放事業」という。）

ア 県立学校学習・文化施設開放事業

イ 県立学校体育施設開放事業

（2）県立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放し、県民に文化・スポーツ等に関する学習の機会を提供する事業（以下「機能開放事業」という。）

ア 県立学校開放講座

第3条（事業主体及び実施主体）

県立学校地域開放事業の事業主体は、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、実施主体は、県立学校とする。

第4条（事業計画）

校長は、学校教育に支障のない範囲で事業を計画し「県立学校地域開放事業実施計画書」（様式1）を作成し、教育委員会へ提出するものとする。ただし、県立学校体育施設開放事業を実施する場合には、「県立学校地域開放事業実施計画書」（様式1）の作成を要しない。

第5条（開放校の指定）

教育委員会は、事業を実施しようとする県立学校の状況又は前条の事業計画を検討の上、県立学校地域開放事業を実施する県立学校（以下「開放校」という。）及び開放施設を指定するものとする。

2 校長は、学校教育に支障のない限り、県民の学習・文化・スポーツ活動の振興のために、積極的に開放に努めるものとする。

3 校長は、学校教育上必要が生じた場合は、開放事業の中止又は変更を教育委員会に申請することができる。

第6条（運営委員会の設置）

開放校の校長は、県立学校地域開放事業を円滑に実施するため、県立学校地域開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 運営委員会の構成は、おおむね次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）開放校の教職員

（2）開放校が所在する市町村教育委員会の職員

（3）開放校のPTAの代表者

（4）地域団体の代表等

（5）その他校長が必要と認める者

4 運営委員会の委員長は、開放校の校長とする。

5 運営委員会の委員長は、運営委員会の開催及び県立学校地域開放事業の実施に関する進行管理を行う。

6 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設開放事業の実施計画に基づく利用の調整に関すること
- (2) 機能開放事業の運営に関すること

第7条（事業の実施）

事業の実施にあたっては、各事業の実施要領に基づくものとする。

第8条（事業報告）

校長は、事業終了後、「県立学校地域開放事業実施報告書」（様式2）を作成し、教育委員会へ提出するものとする。ただし、県立学校体育施設開放事業を実施した場合には、「県立学校地域開放事業実施報告書」（様式2）の作成を要しない。

第9条（利用者の負担）

使用料は免除とする。ただし、施設の運転や照明施設の利用にかかる費用、及び教材等を必要とする場合は、原則として利用者がこれを負担する。納入額等については、別に定める。

第10条（賠償）

県立学校地域開放事業の利用者及び受講者が、利用及び受講に際し、開放校の施設又は設備に損害を与えた場合、教育委員会が相当と認める現品又は金額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第11条（開放事業の地域住民への広報）

校長は、当該校の学校開放事業を地域住民に知らせ、開かれた学校づくりに努める。

第12条（その他）

この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

埼玉県立学校体育施設開放事業実施要綱（昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。